

令和 7 年 10 月 1 日

大 井 運 送 行 動 計 画

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、
全ての社員が仕事と家庭を両立し、長期的キャリアを築きながら安心して働き続けられるよう、
次のとおり行動計画を策定しました。

1.計画期間 令和 7 年 10 月 1 日 から 令和 10 年 9 月 30 日 までの 3 年間

2.内容

目標 1：男性社員の育児休業取得率を 30%以上にする。

(対策)

- 令和 7 年 10 月 育児休業制度の周知を目的とした資料を作成し、社内掲示する
- 令和 7 年 10 月～ 育児休業対象者には会社側から個別に案内・提案を行い、希望者が
取得できる体制を作るとともに、取得しやすい職場環境づくりを推進する

目標 2：月平均時間外労働時間（残業）を 40 時間以内にする。

(対策)

- 令和 7 年 10 月～ 地場作業、県内作業は定時退社を推進する
- 令和 7 年 10 月～ 社員増により業務を分担することで、現社員の残業削減を目指す
- 令和 7 年 11 月～ 月間労働時間を把握し、過剰残業の調整を行える体制を整えていく